

《 事務所ニュース 2022年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

2022年の確定拠出年金はどう変わる？

確定拠出年金制度は、長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、また、中小企業を含むより多くの企業や個人が制度を活用できるよう、制度の見直しが行われました。2022年度に施行される改正内容は次のとおりです。

◆4月施行—受給開始時期の上限が75歳に延長
2022年4月から企業型DCとiDeCoの老齢給付金の受給開始時期を60歳（加入者資格喪失後）から75歳までの間で、ご自身で選択することができます。

◆5月施行—企業型DCの加入可能年齢の拡大
現在、企業型DCに加入することができるのは65歳未満の方ですが、2022年5月から70歳未満の方まで拡大されます。ただし、企業によって加入できる年齢などが異なります。

◆5月施行—iDeCoの加入可能年齢の拡大
現在、iDeCoに加入できるのは60歳未満の公的年金の被保険者ですが、2022年5月から65歳未満に拡大されます。

◆10月施行—企業型DC加入者がiDeCoに加入しやすくなる
現在、企業型DCに加入している方がiDeCoに加入するには、各企業の労使の合意が必要ですが、2022年10月から原則加入できるようになります。ただし、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金、これらの合計額がそれぞれ以下のおりであることが必要です。また、企業型DCにおいて加入者掛金を拠出（マッチング拠出）している場合などには、iDeCoに加入できません。

【企業型DCに加入している方が

iDeCoに加入する場合】

- ・企業型DCの事業主掛金(①)→55,000円以内
- ・iDeCoの掛金(②)→20,000円以内
- ・①+②→55,000円以内

【企業型DCと確定給付型(DB、厚生年金基金など)に加入している方がiDeCoに加入する場合】

- ・企業型DCの事業主掛金(①)→27,500円以内
- ・iDeCoの掛金(②)→12,000円以内
- ・①+②→27,500円以内

令和4年度年金額▲0.4%となります！

令和4年1月21日、総務省より、昨年の年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が▲0.2%下落となった旨発表されました。また、「名目手取り賃金変動率」は▲0.4%と発表されました。年金額の改正は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合は法律の規定により年金額は「名目手取り賃金変動率」を用いて▲0.4%になります。

令和4(2022)年4月分からの年金額は0.4%減額され、4月分と5月分が6月15日(水)に支払われます。令和4(2022)年度の支給額は、自営業者などが対象の国民年金が満額1人分で前年度比259円減の毎月64,816円となります。会社員らが加入する厚生年金が夫婦2人の標準世帯の場合、903円減の毎月219,593円となります。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行